

[平成 28 年 5 月 20 日 28 福保子計第 146 号]

[平成 30 年 2 月 23 日 29 福保子計第 1203 号一部改正]

[平成 30 年 12 月 28 日 30 福保子計第 1012 号一部改正]

子育て応援とうきょうパスポート事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成につなげることを目的として、子育て応援とうきょうパスポート事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用登録者

本事業を利用するための登録を行った者をいう。

(2) 協賛店等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、利用登録者に子供や子育て応援のためのサービス（以下「子育て応援サービス」という。）を提供する事業者又は地方公共団体及び国（以下「協賛事業者」という。）の店舗又は施設をいう。

(3) 登録証（子育て応援とうきょうパスポート）

東京都（以下「都」という。）が利用登録者の証として発行するもので、原則として各協賛店等に提示することにより、子育て応援サービスを受けることができるものとする。登録証の意匠は別に定める。

(4) イメージキャラクター

本事業を広く都民に周知するために定めるもので、その意匠は第 1 号様式のとおりとする。

(5) 協賛ステッカー

本事業の協賛店等であることを表示するため、都が協賛店等に発行するので、その意匠は別に定める。

(6) 運営サイト

都が本事業実施のために運営する利用者登録、協賛店等登録及び協賛店等の情報提供等のためのウェブサイトをいう。

(7) アプリ

都が本事業実施のために配信する利用者登録及び協賛店等の情報提供等のためのアプリケーションソフトウェアをいう。

(事業内容)

第 3 条 本事業は、利用登録者が原則として登録証を協賛店等に提示することに

より、各協賛店等の子育て応援サービスを受けることができる仕組みをつくる
とともに、サービス内容等について、都がインターネット等を通じて広く情報
発信し、活用促進を図ることにより、社会全体で子育て世帯を応援する機運を
醸成するものである。

(都の事務)

第4条 都は、本事業の趣旨を都民、区市町村及び事業者に広く周知すること
により、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用登録者の登録等の事務を行うこと。
- (2) 協賛事業者の協力申込みを受け付け、審査し、登録等の事務を行うこと。
- (3) 協賛店等に協賛ステッカーを交付すること。
- (4) 協賛店等の子育て応援サービス等の情報を、インターネット等を通じて
公開すること。
- (5) その他本事業を推進するために必要と認めること。

(対象世帯)

第5条 利用登録は、東京都内に在住しており、18歳に達した後、最初の3月
31日を迎えるまでの子供又は妊娠中の方が属する世帯を対象とする。

(利用登録の手続)

第6条 利用登録を希望する者は、次の各号のいずれかに定める方法で、登録等
を行う。

- (1) 運営サイト又はアプリから登録する。
 - (2) 別に定める「子育て応援とうきょうパスポート利用規約」(以下「利用規
約」という。)に規定する様式により登録申込みを行う。
 - (3) 都が作成するチラシに添付されている登録証に、必要事項を記入する。
- 2 都は、前項に定める申込みを受け、運営サイト又はアプリによる表示、郵送
等の方法により登録証を交付する。
- 3 利用登録を希望する者は、第1項に定める申込みを行った時に、利用規約に
定める都との権利義務関係に同意したものとみなす。
- 4 前3項に定めるほか、登録の方法等については別に定める。

(登録証の利用等)

第7条 利用登録者は、協賛店等において子育て応援サービスを利用しようとする
ときは、登録証を提示するものとする。ただし、第11条第1項第1号から
第6号までに定めるサービス及び協賛店等が登録証の提示を必要としない場
合はこの限りでない。

- 2 登録証は、利用登録者及び同一世帯に属する者が利用できるものとし、それ
以外の者に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 利用登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、利用規約の定めに基づき届
け出るものとする。

4 利用登録者は、登録証を紛失又は毀損した場合、利用規約の定めに基づき再交付を申し込むものとする。

(利用登録の取消し)

第8条 都は、利用登録者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容等に基づき、子供の年齢が対象年齢を超えたと判断される場合
- (2) 利用規約に違反した場合
- (3) その他利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項第2号及び第3号の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めない。

(協賛店等の範囲)

第9条 協賛店等は、原則として東京都内に所在する施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されている業種を営む施設
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める施設

(協賛店等の登録の手続)

第10条 協賛店等の登録を希望する者は、運営サイト又は別に定める「子育て応援とうきょうパスポート協賛規約」(以下「協賛規約」という。)に定める様式により申込みを行う。

- 2 都は、審査の結果、前項の申込みが協賛店等として適当であると認める場合は、運営サイト、郵送等の方法により登録した旨を通知するとともに、協賛ステッカーを送付する。
- 3 都は、審査の結果、第1項の申込みが協賛店等として適当であると認められない場合は、運営サイト、郵送等の方法により登録できない旨を通知する。
- 4 協賛ステッカーは協賛店等の見やすいところに表示する。
- 5 協賛店等の登録は、原則として1店舗ごとに行う。ただし、複数の施設の一括登録を希望する場合は、事前に都と協議の上、一括申込みをすることができる。
- 6 協賛店等の登録を希望する者は、第1項に定める申込みを行った時に、協賛規約に定める都との権利義務関係に同意したものとみなす。
- 7 前6項に定めるほか、登録の方法等については別に定める。

(子育て応援サービス提供等)

第 11 条 協賛事業者は、それぞれの協力できる範囲で、子育て応援サービスを提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、宗教性のあるもの、政治性のあるもの、子供の健全育成を損なうもの又はそのおそれがあるものなど本事業の趣旨にそぐわないと認められるものについては、本事業の子育て応援サービスとすることができない。

- (1) 粉ミルクのお湯の提供
- (2) おむつ替えスペースの提供
- (3) トイレにベビーキープ設置
- (4) 授乳スペースの提供
- (5) キッズスペースの提供
- (6) ベビーカー入店可能
- (7) 景品の提供
- (8) ポイントの付与
- (9) 商品の割引
- (10) その他利用者に資するサービス

(協賛事業者の登録内容の変更等)

第 12 条 協賛事業者は、登録内容に変更が生じた場合、又は子育て応援サービスの内容を更新する場合は、協賛規約の定めに基づき届け出るものとする。

2 都は、前項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は変更を行う。

(協賛店等の広告等)

第 13 条 協賛事業者は、第 10 条第 4 項に規定する協賛ステッカーによる表示のほか、協賛規約に定める基準に基づき、次の各号に掲げる広告を行うことができる。

- (1) 自己の広報印刷物等における本事業のイメージキャラクター及びロゴの使用
- (2) 自己のウェブサイトにおける運営サイト等へのリンク及びバナーの掲載

(登録証の確認等)

第 14 条 協賛店等は、子育て応援サービスの提供に当たって、利用資格を確認する必要がある場合は、利用登録者に対して登録証の提示を求めることができる。

2 協賛店等は、登録証の使用に疑いがある場合は、その状況を都に通報することができる。

(協賛店等の登録の取消し)

第 15 条 都は、協賛店等が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

(1) 協賛規約に違反した場合

(2) その他、子育て応援サービスの実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めない。

(協賛店等の廃止の手続)

第 16 条 協賛事業者は、協賛店等の登録を廃止する場合は、協賛規約の定めに基づき、運営サイト又は様式により届け出るものとする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 都は、利用者登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき、適正に取り扱うこととする。

2 都は、利用登録者の情報を、協賛事業者に提供しない。

(全国共通利用)

第 18 条 登録証は、内閣府が実施する子育て支援パスポート事業の全国共通展開(以下「全国共通展開」という。)に参加している他の道府県が実施している同様の事業の協賛店等でも利用することができる。

2 協賛店等は、全国共通展開に参加している他の道府県が発行する紙パスポート又はデジタルパスポートの提示を受けた場合は、原則として本事業と同様に取り扱う。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるほか、本事業に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年2月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）イメージキャラクター

（注）イメージキャラクターの意匠は本様式を基本とし、その他の意匠、使用方法については別に定める。

